

豊能町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知をする制度(以下「本人通知制度」という。)を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は第20条(第1項及び第2項を除く。)の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2(第2項を除く。以下同じ。)又は同法第12条の2におい

て準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度による事前登録の対象者(以下「対象者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者(消除された住民票又は消除された戸籍の附票に記録されている者を含む。)

(2)戸籍法の規定により本町が編製した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣言を受けた者は、対象者とならない。

(登録の申請等)

第4条 対象者のうち、住民票の写し等の交付の事実の通知を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ本人通知制度登録申請書(様式第1号)により、町長に登録を申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証(写真が貼付されたものに限る。)その他の本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申請を代理人によりしようとするときは、前項に定める代理人であることを証する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1)法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

- 4 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申請をすることができない場合

(2) 他の市町村に居住している場合

(事前登録等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、本人通知制度登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者（以下「登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(登録の変更等)

第6条 登録者は、氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、本人通知制度（登録変更・登録廃止）届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

- 2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

(本人通知)

第7条 町長は、第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、住民票の写し等交付通知書（様式第4号。以下「通知書」という。）により登録者にその旨を通知するものとする。

- 2 通知書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数

(3) 住民票の写し等を交付した第三者の種別

(登録の廃止)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を廃止するものとする。

(1) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。

(2) 登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。

(3) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権抹消されたとき。

(4) 登録者が国外に転出したとき。

(5) 第7条第1項に規定する通知書の送達先が不明のとき。

(6) 虚偽による登録その他町長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(第4条、第5条、第8条関係改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の第5条及び第8条の規定は、この要綱の施行の際現に改正前の第5条第1項の規定による事前登録がされている者についても、適用する。